

リフォーム工事瑕疵担保責任保険
あんしんリフォーム工事瑕疵保険 設計施工基準
<2025年4月1日以降の新規申込受理契約用>

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号に規定する保険契約の住宅(ただし、既に人の居住の用に供したことのある住宅に限る。)のリフォーム工事を保険の目的とするものの申込を行う住宅の設計施工に関する技術的な基準を定める。

(関係法令)

第2条 申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるものほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。

(本基準により難い仕様)

第3条 本基準により難い仕様であっても、住宅あんしん保証が、本基準と同等の性能が確保されないと認めた場合は、本基準によらないことができる。

(リフォーム工事を行う部位に係る基準)

第4条 リフォーム工事を行う部位に係る基準は、次に掲げるものとする。

- (1) リフォーム工事に用いる材料、什器、設備、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき、適切に施工するものとする。
- (2) (1)以外の材料、什器、設備、工法等で、建築工事、電気工事、給排水衛生工事、空調設備等の工事において、社会通念上妥当と考えられない事象(ぐらつき・がたつき・剥がれ・膨れ・水漏れ等の不具合)が生じないよう、適切に施工するものとする。

第2章 木造住宅

第1節 構造耐力上主要な部分

(地盤調査等)

第5条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで、設計者等の判断に応じて地盤調査を行うものとする。

- 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行い、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で計測を行うものとする。

(地盤補強及び地業)

- 第6条 地盤補強が必要である場合は、設計者等の判断に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施すものとする。
- 2 小口径鋼管杭、柱状改良(深層混合処理工法)又は表層改良(浅層混合処理工法)を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。
- (1) 小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。
- (2) 柱状改良(深層混合処理工法)を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う。
- (3) 表層改良(浅層混合処理工法)を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定するものとする。
- 3 碎石地業等必要な地業を行う。

(基礎)

- 第7条 基礎は、第5条(地盤調査等)及び第6条(地盤補強及び地業)の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。
- 2 基礎の立上り部分の高さは、原則として、地上部分で300mm以上とする。
- 3 基礎の補修(表面クラック含む)・修繕・補強等は、材料、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき適切に施工するものとする。

(上部躯体)

- 第8条 リフォーム工事に伴い、構造耐力上主要な部分への部分的な加工を行う場合は、耐力上支障のある加工とならないように適切に施工又は補強措置を行うものとする。

第2節 雨水の浸入を防止する部分

(勾配屋根の防水)

- 第9条 勾配屋根は屋根葺き材に応じて適切な勾配とし、屋根の仕様に応じて下葺き材を施す。
- 2 下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。
- (1) 下葺き材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。
- (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる。
- (3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせる。ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。
- (4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押え上端より50mm以上立ち

上げる。

- 3 天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。
- 4 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。

(バルコニー及び陸屋根の防水)

第 10 条 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。

- 2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、防水工法は以下のいずれかとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保する。

(1) 金属板(鋼板)葺き

(2) 塩化ビニル樹脂系シート防水工法

(3) アスファルト防水工法

(4) 改質アスファルトシート防水工法

(5) F R P 系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を 2 層(ツープライ)以上とする。なお、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、1 層以上とすることができる。

(6) F R P 系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法

- 3 壁面との取合い部(手すり壁又はパラペット(本条において、以下「手すり壁等」という。)との取合い部を含む。)の防水層は、開口部の下端で 120mm 以上、それ以外の部分で 250mm 以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を講じる。

- 4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部に適切な止水措置を講じる。

5 手すり壁等は、次の各号による。

(1) 防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト 430、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。

(2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせる。ただし、防水材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。

(3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を講じる。

(4) 上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い、適切な止水措置を講じる。

(5) 外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。

- 6 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。

(外壁の防水)

第 11 条 外壁は、防水紙又は雨水の浸入もしくは浸透を防止する仕上げ材等を用い、構法に応じた防水措置を講じる。

- 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号による。

(1) 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、

JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施す。

- (2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト 430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの(外壁用透湿防水シートを除く。)とする。
- (3) 防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも 90mm 以上(左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び金属サイディング仕上げでは 150mm 以上)とする。ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。
- (4) 外壁開口部の周囲(サッシ、その他の壁貫通口等の周囲)は、防水テープを用い防水紙を密着させる。ただし、先張り防水シート又は外壁開口部の周囲専用の防水部材を用いて適切な防水措置を講じる場合は、この限りではない。
- 3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸入又は浸透を防止する仕上げ材等の防水措置を講じる。
- (1) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E
- (2) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E
- (3) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材 CE、防水形複層塗材 CE、複層塗材 Si、複層塗材 E 又は防水形複層塗材 E
- (4) JIS A 6021(建築用塗膜防水材)の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系
- (5) 前各号に掲げるものと同等以上の性能を有するもの

(乾式の外壁仕上げ)

第 12 条 外壁を乾式仕上げ(第 3 項のものを除く。)とする場合は、通気構法とする。

2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号による。

- (1) サイディング材は、JIS A 5422(窯業系サイディング)、JIS A 6711(複合金属サイディング)に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- (2) 通気層は通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保し、通気胴縁の幅は 45mm 以上、サイディング材のジョイント部に用いるものは幅 90mm 以上(45mm 以上を 2 枚あわせたものを含む。)とする。ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。
- (3) 通気層は厚さ 15mm 以上を確保する。ただし、下地に合板を張る場合など通気に有効な厚さを確保する場合は、この限りではない。
- (4) サイディング材の留め付けは、450 mm 内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付ける。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より 20 mm 以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。ただし、サイディング材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。
- (5) シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。
- (6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付きハット形ジョイナー又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。
- 3 ALC パネル又は押出し成形セメント板(厚さ 25mm 超)等を用いる場合は、製造者が指定する施工方法に基づいて取り付ける。
- 4 外壁開口部の周囲は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区

分の 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を講じる。ただし、外壁材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。

(湿式の外壁仕上げ)

第13条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。

2 下地は、ラス張り(平ラスを除く。)とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁

下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合は、この限りではない。

3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。

(1) 防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を講じる。

(2) 既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル)又は JASS 15 M-102(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準)に基づく製造者の仕様による。

第3節 リフォーム工事を行う部位

(コンクリート工事を行う部位に係る基準)

第14条 玄関土間、犬走り、テラス等、構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分は、著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じないよう適切に施工するものとする。

(木工事を行う部位に係る基準)

第15条 床、壁、天井、屋根、階段等の木工事を行う部分は、著しいそり、すきま、割れ、たわみの事象などが生じないように適切に施工するものとする。

(ボード、表装工事を行う部位に係る基準)

第16条 床、壁、天井等のボード、表装工事を行う部分は、仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき、しみが生じないように適切に施工するものとする。

(建具、ガラス工事を行う部位に係る基準)

第17条 内部建具の取付工事を行う部分は、建具又は建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じないように適切に施工するものとする。

(左官、タイル工事を行う部位に係る基準)

第18条 壁、床、天井等の左官、吹付け、石張、タイル工事を行う部分は、モルタル、プラスター、しつくい、石・タイル等の仕上部分及び石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損、変退色が生じないように適切に施工するものとする。

(塗装工事を行う部位に係る基準)

第19条 塗装仕上の工事を行う部分は、著しい白化、白亜化、はがれ、亀裂が生じないように適切に施工するものとする。

(屋根工事を行う部位に係る基準)

第20条 屋根仕上の工事を行う部分は、屋根葺き材に著しいずれ、浮き、変形、破損、排水不良が生じないように適切に施工するものとする。

(内部防水工事を行う部位に係る基準)

第21条 浴室等水廻り部分の防水工事を行う部分は、タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じないように適切に施工するものとする。

(断熱工事を行う部位に係る基準)

第22条 壁、床、天井裏等の断熱工事を行う部分は、断熱材、防露材のはがれが生じないように適切に施工するものとする。

(防露工事を行う部位に係る基準)

第23条 壁、床、天井裏等の防露工事を行う部分は、適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり、結露によるかびの発生が生じないように適切に施工するものとする。

(電気工事を行う部位に係る基準)

第24条 配管、配線、コンセント、スイッチの取付等の電気工事を行う部分は、破損、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。

(給水、給湯または温水暖房工事を行う部位に係る基準)

第25条 配管、蛇口、水栓、トラップの取付または厨房、衛生器具の取付工事を行う部分は、破損、水漏れ、排水不良、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。

(排水工事を行う部位に係る基準)

第26条 配管の工事を行う部分は、排水不良、水漏れが生じないように適切に施工するものとする。

(汚水処理工事を行う部位に係る基準)

第27条 汚水処理槽の取付工事を行う部分は、破損、水漏れ、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。

(ガス工事を行う部位に係る基準)

第28条 配管、ガス栓の取付工事を行う部分は、破損、ガス漏れ、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。

(雑工事を行う部位に係る基準)

第29条 小屋裏、軒裏及び床下の換気孔の設置等、雑工事を行う部分は、脱落、破損、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。

第3章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅

第1節 構造耐力上主要な部分

(地盤調査、地盤補強及び地業)

第30条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行う。

- 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で計測を行う。
- 3 地盤は、地盤調査結果に基づき、設計者等の判断に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第6条(地盤補強及び地業)の規定を準用する。
- 4 碎石地業等の必要な地業を行う。

(基 础)

第31条 基礎は、前条の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。

- 2 基礎の補修(表面クラック含む)・修繕・補強等は、材料、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき適切に施工するものとする。

(上部躯体)

第32条 リフォーム工事に伴い、構造耐力上主要な部分への部分的な加工を行う場合は、耐力上支障のある加工とならないように適切に施工又は補強措置を行うものとする。

第2節 雨水の浸入を防止する部分

(防水工法)

第33条 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。

- 2 防水工法は、下表に記載する屋根防水に適した工法又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。

面防水 工事区分	防水工法の種類		JASS8 (2022) 該当記号	備考
面材張付 け防水工 事	改質アス	トーチ式防水工法(密着保護仕様)	AT-PF1	注 1
	ファルト	トーチ式防水工法(密着露出仕様)	AT-MF	注 3
	シート張 付け防水 工事	トーチ式防水工法(断熱露出仕様)	AT-MT	注 3
		常温粘着防水工法(密着保護仕様)	AS-PF	注 1
		常温粘着防水工法(絶縁露出仕様)	AS-MS	注 3

		常温粘着防水工法(断熱露出仕様)	AS-MT	注 3
合成高分子系シート張付け防水工事	合成高分子系シート防水工法(接着仕様)	S-RF	注 3	
	加硫ゴム系シート防水工法(断熱接着仕様)	S-RFT	注 3	
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法(接着仕様)	S-PF	注 3	
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法(断熱接着仕様)	S-PFT	注 3	
	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法(密着仕様)	S-PC		
面材固定防水工事	合成高分子系シート防水工法(機械的固定仕様)	S-RM		
	加硫ゴム系シート防水工法(断熱機械的固定仕様)	S-RMT		
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法(機械的固定仕様)	S-PM		
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法(断熱機械的固定仕様)	S-PMT		
不定形材塗布・吹付け防水工事	塗膜防水工事	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法(密着仕様)	L-UFS	注 2
		ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法(密着仕様)	L-UFH	注 2
		ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法(絶縁仕様)	L-USS	注 2、注 3
		ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法(絶縁仕様)	L-USH	注 2、注 3
		FRP 系塗膜防水工法(密着仕様)	L-FF	注 1、注 4
面材・不定形材積層防水工事	アスファルト防水工事	アスファルト防水工法(密着保護仕様)	AC-PF	注 1
		アスファルト防水工法(絶縁保護仕様)	AM-PF	
		アスファルト防水工法(絶縁露出仕様)	AM-PS	注 1
		アスファルト防水工法(断熱露出仕様)	AM-MS	注 3
		アスファルト防水工法(断熱露出仕様)	AM-MT	注 3

(注 1) 通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。

(注 2) 軽歩行部分に適用可。

上記(注 1、2)の歩行用保護・仕上げは、次に掲げるものとする。

- ・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの。

FRP 系塗膜防水工法については、防水材製造者が指定する歩行用仕上塗料とする。

- ・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの。

塗膜防水工法については、軽歩行用仕上塗料とする。

(注 3) : ALC パネルに適用可。ただし、立上りを ALC パネルとする場合は、ALC と屋根躯体(平場部分)が一体となる構造形式のものに限る。

(注 4) : FRP 系塗膜防水工法の下地は、平場及び立上りともに現場打ち鉄筋コンクリートのみに限る。

- 3 防水の主材料は、JIS 規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。ただし、FRP 系塗膜防水工法については、JASS8 に適合するものとする。
- 4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。
- 5 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。

(パラペットの上端部)

第34条 パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するため有効な措置を講じる。

(塔屋等のシーリング処理)

第35条 防水層が施されていない塔屋等の外壁において、設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。

(排水勾配)

第36条 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。

(排水ドレン)

第37条 排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。

(勾配屋根の防水)

第38条 勾配屋根は屋根葺き材に応じて適切な勾配とし、第33条から第37条(第36条を除く。)に掲げる防水措置若しくは次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すものとする。

2 下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 下葺き材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。
 - (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)100mm 以上、左右 200mm 以上重ね合わせる。
 - (3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250mm 以上重ね合わせる。ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。
- 3 天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。

(外部開口部)

第39条 外部の開口部に用いる建具は、適切な水密性能を有するものとする。

2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。

(シーリング)

第40条 シーリング材は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。

2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施す。

- (1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地
- (2) 外壁材(プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等)のジョイント目地
- (3) 耐震スリット目地

- (4) 外壁開口部の周囲
- (5) 外壁を貫通する管等の周囲
- (6) その他雨水浸入のおそれのある部分

3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。

- (1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。
- (2) 目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。

第3節 リフォーム工事を行う部位

(リフォーム工事を行う部位に係る基準)

第41条 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。

第4章 鉄骨造住宅

(鉄骨造住宅に係る基準)

第42条 鉄骨造住宅に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 構造耐力上主要な部分は、第30条(地盤調査、地盤補強及び地業)、第31条(基礎)及び第32条(上部躯体)の規定を準用する。
- (2) 陸屋根は、第33条(防水工法)、第34条(パラペットの上端部)、第35条(塔屋等のシーリング処理)、第36条(排水勾配)及び第37条(排水ドレン)の規定を準用する。ただし、第33条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくはALCパネルとする。
- (3) 勾配屋根は、第9条(勾配屋根の防水)の規定を準用する。
- (4) 外壁は、第11条(外壁の防水)、第12条(乾式の外壁仕上げ)、第39条(外部開口部)及び第40条(シーリング)の規定を準用する。
- (5) 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。

第5章 補強コンクリートブロック造住宅

(補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)

第43条 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 構造耐力上主要な部分は、第30条(地盤調査、地盤補強及び地業)、第31条(基礎)及び第32条(上部躯体)の規定を準用する。
- (2) 陸屋根は、第33条(防水工法)、第34条(パラペットの上端部)、第35条(塔屋等のシーリング処理)、第36条(排水勾配)及び第37条(排水ドレン)の規定を準用する。

- (3) 勾配屋根は、第38条(勾配屋根の防水)を準用する。
- (4) 外壁は、雨水の浸入を防止するために適切な仕上げを施すものとし、第39条(外部開口部)及び第40条(シーリング)の規定を準用する。
- (5) 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。

第6章 オプションおよび特約付帯に関する基準

(保険期間10年とすることができる基本構造部分の工事)

第44条 保険期間10年とすることができる基本構造部分に係る工事は、次のいずれかとする。

- (1) 離れ(既存住宅部分と増築工事の部分が構造的かつ視覚的に独立したものをいう。)の増築工事
- (2) その他住宅あんしん保証が認めた工事

2 前項の工事に適用する基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 木造住宅にあっては第5条(地盤調査等)から第13条(湿式の外壁仕上げ)までに掲げる基準
- (2) 鉄筋コンクリート造住宅および鉄骨鉄筋コンクリート造住宅にあっては第30条(地盤調査、地盤補強及び地業)から第40条(シーリング)までに掲げる基準
- (3) 鉄骨造住宅にあっては第42条(鉄骨造住宅に係る基準)第1項第1号から第4号に掲げる基準
- (4) 補強コンクリートブロック造住宅にあっては第43条(補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)第1項第1号から第4号に掲げる基準

(保険期間延長特約の付帯に係る外装の塗装工事)

第45条 外装塗膜工事実施部分保険期間延長特約を付帯しようとする場合には、塗装材製造者が定める施工基準に基づいて施工するほか、次の各項によるものとする。

- 2 工事部分の塗装下地が適切であることを確認する。塗装下地に劣化等がある場合は、既存の塗装材の種類を確認し、塗装面の状況に応じて清掃及び撤去の処理を行う。また、既存の塗装材の種類を確認し、下塗り材及び塗替え塗装材を選正して選定するものとする。
- 3 既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法は、次の各号によるものとする。
 - (1) サンダー工法
 - (2) 高圧水洗工法
 - (3) 塗膜はく離剤工法
 - (4) 水洗い工法
- 4 塗料は、原則として、調合された塗料をそのまま使用するものとする。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、適切な粘度に調整することができる。
- 5 各塗装工程の工程間隔時間及び最終養生時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。
- 6 シーリング面に塗装仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化したのちに行うものとし、塗重ね適合性を確認し、必要な処置を行う。
- 7 塗装場所の気温が5°C以下、湿度が85%以上又は換気が適切でなく結露するなど塗料の乾燥に不適当な場合は、原則として、塗装を行わないものとする。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気等の養生を行う。

- 8 外部の塗装は、降雨の恐れのある場合及び強風時には、原則として、行わない。
- 9 仕上り面の状態については目視にて、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないことを確認する。

(保険期間延長特約の付帯に係る給排水管路工事)

第 46 条 給排水管路工事実施部分保険期間延長特約を付帯しようとする場合には、次の各項に掲げるものとする。

- 2 新設又は交換する給水管及び給湯管の使用配管材料は、給水引き込み部を含む当該水道事業者又は水道管理者の規制を受ける部分は協議により決定する。
- 3 排水管又は汚水管は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 屋内の排水管又は汚水管を屋外の排水管又は汚水管に接続する場合は、原則として枠を介して行う。
 - (2) 横引き配管の勾配は、管径に合わせて適正な管勾配を確保する。
 - (3) 排水横枝管等が合流する場合は、45 度以内の鋭角をもって水平に近く合流させること。
 - (4) 通気管は、次に掲げるものとする。
 - ① 通気管は、排水横枝管等より垂直ないし 45 度以内の角度で取出すこと。
 - ② 通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにすること。

付 則

- 1 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日以降に保険申込みを受理した住宅から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 27 年 1 月 15 日以降に保険申込みを受理した住宅から適用する。

付 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、令和元年 12 月 1 日以降に保険申込みを受理した住宅から適用する。

付 則

- 1 この基準は、2022 年 4 月 1 日以降の新規申込受理契約に適用する。

付 則

- 1 この基準は、2025 年 4 月 1 日以降の新規申込受理契約に適用する。